

学校再開に向けた学校運営上の工夫について

志賀町立志賀小学校

1 目的

学校再開にあたり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、できる限り3密（密集・密接・密閉）を避ける工夫や体制整備を進め、児童・保護者の安全・安心を図りながら本校教育活動を進めること

2 基本的な項目

- (1) マスクの着用（咳エチケット）や手洗いなどの基本的な感染症予防対策について、児童への周知・実行を徹底する
- (2) 熱症状や風邪症状のある児童は活動させないため、児童の登校前の検温及び風邪症状の有無の確認を「健康チェックカード」で継続実施する
 - ①「健康チェックカード」の活用について引き続き保護者へ協力を依頼する
 - ②家庭での検温忘れ等は学校で対応する（玄関ホールでの検温・問診）

3 環境整備

- (1) こまめな換気の実施
 - ①実施時間：休み時間毎
 - ②授業担当者が授業終了後窓を開け、次時の授業担当者が状況を見て閉める
※再開後は、児童委員会での呼びかけ・啓発を行う予定
- (2) 消毒液の設置及び積極的な活用
 - ①設置：各教室、トイレ、玄関、手洗い場等
 - ②活用：学級での指導徹底、保健だより等での周知・啓発を行う
- (3) 超音波式噴霧器の設置と運用（6月より順次設置）
- (4) 児童が多く手を触れる場所（ドアノブやトイレの蛇口など）の消毒
 - ①午前・午後に各1回実施
 - ②午前は校務員、午後放課後は職員各自で主に担当教室等を実施

4 授業時

- (1) 共通事項：身体的距離を確保する
 - ①ワークスペースの活用（「教室内の密」を回避）
 - ・学年教室で、ワークスペースを最大限活用し、座席間隔を1m以上確保する
 - ・机の向きは児童が対面しないようにする
 - ・ワークスペースにパーテーションを設置するなど、できる限り隣接教室相互の授業が児童の学習集中の妨げにならないようにする
 - ・学習内容によってはグループに分け、各階のホールなどの広いスペースの活用も積極的に行う
 - ・特別教室では、必要な座席間隔・配置が取れない場合、使用を控える



間隔1m以上（縦）の確保とパーテーションの設置



間隔1m以上（横）の確保

②特別教室や空きスペースの活用

- ・ 4・5・6学年の1学級を、丸ごと他の場所へ移す（「学年棟内」の密を回避）
会議室 → 4の1 ランチルーム → 5の3 音楽室 → 6の1
- ・ 3Fホールや小体育館 → 学習内容によってはグループに分けて分散活用



1 F 会議室：間隔 1 m 以上確保



1 F ランチルーム：間隔 1 m 以上確保



3 F 音楽室：間隔 1 m 以上確保

※①、②については、5月25日（月）からの分散登校時より試行します。

(2) 学習活動場面

- ①活動前と活動後の手洗いを徹底する
- ②共用の教材・教具・情報機器等使用后、こまめに手洗いをを行う指導を徹底する
- ③近距離での会話や発声が必要な学習場面を回避する
- ④学習内容によっては、活動時の人数を分散（二分するなど）し、教科教室や空き教室を利用する
- ⑤音楽科では、合唱・楽器演奏は集団活動を回避する
[例] マスク着用、リズム楽器を用いた活動、鑑賞活動 等
- ⑥家庭科では調理実習などのグループ学習を回避する
- ⑦体育科について、児童が集合・接触する活動の回避、可能な限り屋外での実施
[例]：1 m 間隔を維持、ダンス（表現・リズム）、ラジオ体操 等
- ⑧学校図書館では、利用時間割表を見直し、利用人数を分散する
- ⑨当面の間は外部講師等を招くような学習活動を控える

5 通学時（スクールバス運行に向けた3密対策）

- ・ 児童に対しては、マスクの着用と会話を控えることの指導を徹底する
- ・ 下校時のバスの待ち方についても指導（間隔や会話を控えることなど）を行うとともに、待機場所を分散して密を回避する
- ・ 運転手の方々には、定期的に窓を開ける換気と、多くの利用者が触れる場所の消毒を励行してもらう

6 給食時

- ・ 児童・職員全員の食事前の手洗いを徹底する
- ・ 「手洗い場の密」も緩和できるよう学年で対応する
- ・ 配食当番の児童のマスク着用を徹底する（1年生への6年生の配膳補助は中止）
- ・ 給食時は、1 m の間隔を維持し、対面せず、話さずに食事に集中する
- ・ 教科教室や空き教室を利用し、会食時の人数を減らす
ワークスペースはもちろん、実態に応じて特別教室や空きスペース等へ移動分散する

7 休み時間時

- ・教室や体育館などで、児童が密集する、密接する活動や遊びを回避する
- ・体育館使用割りについて、密集とならないように見直しを図る
- ・体育館・運動場での遊び方については、生徒指導担当を中心に観察・指導を実施する
- ・共有用具・遊具の使用後は手洗いを徹底する（読書や縄跳びなどの推奨も）

8 清掃等について

- ・縦割り清掃を一時中止し、清掃場所や担当を見直す
- ・用具使用後の手洗い等の励行を徹底する
- ・トイレ清掃及び、各クラスのゴミ収集について、当面の間は職員で行う

9 その他

(1) 児童の心のケアに係る体制整備

- ①学級担任や養護教諭等を中心に、児童に対するきめ細かな健康観察を実施する
- ②教育相談の実施やスクールカウンセラー等による支援を行う
- ③感染者等に対する偏見や差別によるいじめ防止のため、感染症に係る適切な知識を基に発達段階に応じた指導を実施する

(2) 児童・保護者への周知等

- ・学校・学年だより等を通して随時取組を周知する

(3) 学校に出入りする業者等への要請

- ・咳エチケット、マスク着用等の感染防止対策の徹底を要請し、玄関等にその旨を通知する文章を貼る

□ 5月25日（月）～29日（金）の分散登校について

- ・3学年（1・3・5年、2・4・6年）ずつ、下表のスケジュールで登校する
- 29日（金）は、1・6年生の優先登校とする ※4限・給食あり 13:30 下校

25日(月)	26日(火)	27日(水)	28日(木)	29日(金)
1・3・5年登校	2・4・6年登校	1・3・5年登校	2・4・6年登校	1・6年優先登校

- ・この期間の学習や課題等は、18日（月）の週の登校日に各学年からお知らせします。
- ・学習活動時でのワークスペース活用、特別教室や空きスペース等の活用の試行を実施し、6月1日（月）の学校再開に備えます。
- ・なお、この期間、これまでの休校時に行ってきたいわゆる「学校での受け入れ」は実施せず、次のように対応します。
 - ①登校日でなく、どうしても保護者等の見守りができない児童（放課後児童クラブ利用児童）については、朝7：30から放課後児童クラブで受け入れることが可能ですので、利用希望の場合は、放課後児童クラブへ事前にご連絡願います。
 - ②放課後児童クラブを利用しておらず且つどうしても保護者等の見守りができない児童については、事前に学校へご相談ください。

——— 保護者のみなさまには、どうぞご理解とご協力をお願いいたします。 ———